

北広島市保健福祉計画検討委員会

第4回高齢福祉部会

日 時 : 平成29年11月29日(水) 18:30

場 所 : 北広島市芸術文化ホール 2階 活動室3

～ 会 議 次 第 ～

1 開 会

2 部会長挨拶

3 協議事項

(1) 北広島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の素案について

4 その他

5 閉 会

北広島市保健福祉計画検討委員会 委員名簿

【高齢福祉部会】

	所 属 (団体名)	氏 名
1	北広島市シルバー人材センター	安孫子 章 平
2	星槎道都大学	上 原 正 希
3	社会福祉法人 北海長正会 北広島リハビリセンター特養部四恩園	三 瓶 徹
4	医療法人社団 翔仁会 エスポワール北広島 (北広島市介護サービス連絡協議会)	島 谷 清 張
5	一般公募	菅 原 寛
6	医療法人社団 翔仁会 輪厚三愛病院 (北広島医師会)	對 馬 伸 泰
7	株式会社 リ・ライフケア 訪問看護ステーション かえで	土 田 孝 行
8	社会福祉法人 札幌厚生会 北広島市高齢者総合ケアセンター 聖芳園	三 木 千 晶

敬称略、五十音順

北広島市保健福祉計画検討委員会 事務局名簿

【高齢福祉部会】

	所 属 部 署 名	職	氏 名
1	保健福祉部	部 長	中 屋 直
2	保健福祉部 高齢者支援課	課 長	三 上 勤 也
3	保健福祉部 高齢者・障がい者相談担当	参 事	柄 澤 尚 江
4	保健福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉担当	主 査	渡 邊 篤 広
5	保健福祉部 高齢者支援課 高齢者相談担当	主 査	浜 山 かおり
6	保健福祉部 高齢者支援課 介護保険認定担当	主 査	布 施 恵 太
7	保健福祉部 高齢者支援課 介護保険給付・保険料担当	主 査	荒 川 亨
8	保健福祉部 高齢者支援課 介護保険給付・保険料担当	主 事	角 田 紘 希
9	一般社団法人 北海道総合研究調査会	主任研究員	寺 下 麻 理
10	一般社団法人 北海道総合研究調査会	補助研究員	横 田 文 恵

3 協議事項

(1) 北広島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の素案について

ア 介護保険料の基準額と段階設定について

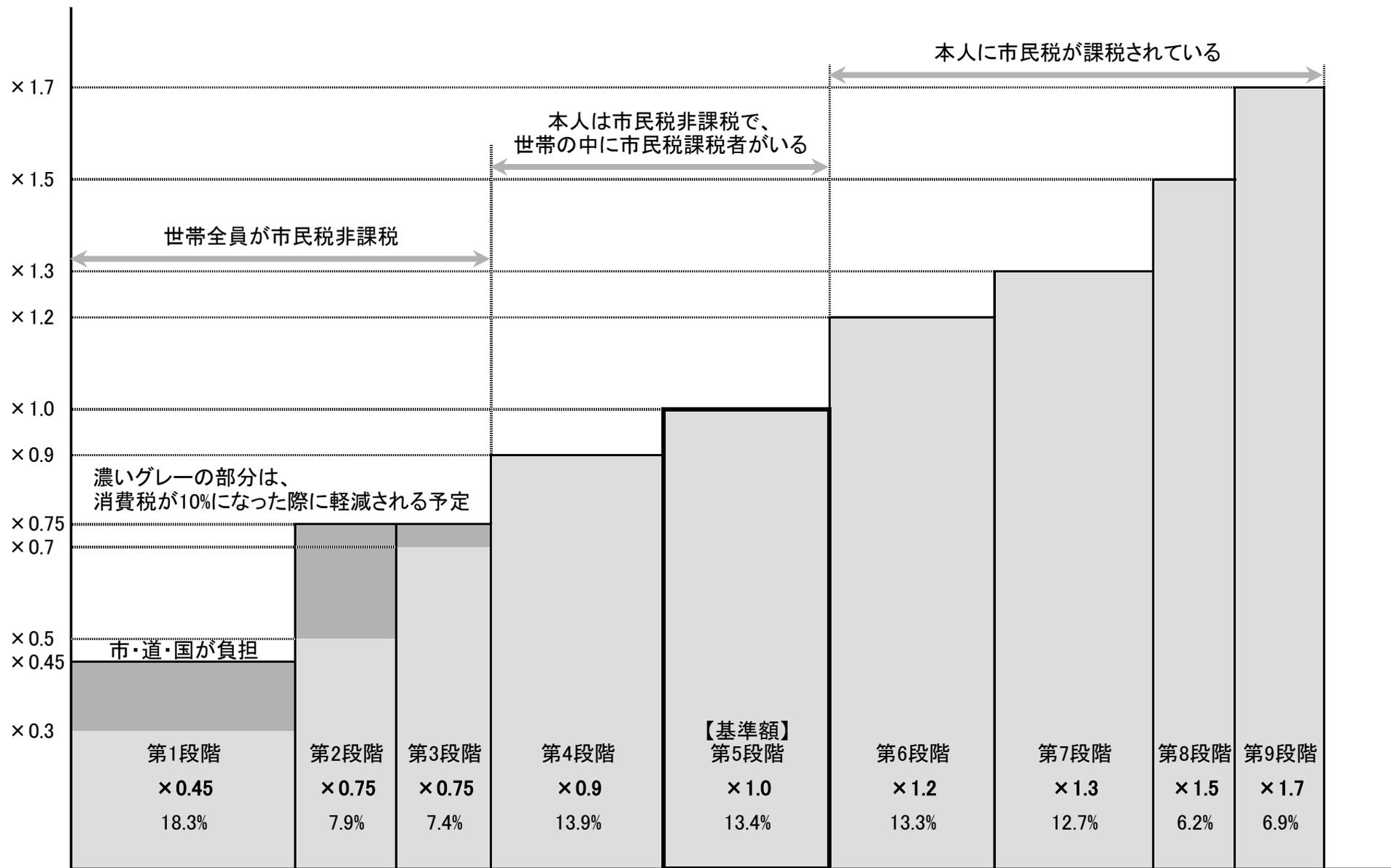
介護保険料は、被保険者の市民税の課税状況や所得状況等を勘案し、被保険者をいくつかの段階に区分し、基準額として算定した額に一定の割合を乗じた額を納めていただきます。

現計画である第6期介護保険事業計画において本市では、基準額である第5段階を月額5,200円とし、第1段階から第10段階までの10区分を設定して、基準額に0.45から1.8までを乗じた額(2,340円から9,360円まで)を各段階の月額保険料としております。

第7期介護保険事業計画においては、保険料収納必要額をもとに第1号被保険者の基準額を算定したものに、第6期介護保険事業計画中に積み立てた介護給付費準備基金の一部を取り崩したものを充当して、基準額を月額5,200円とします。

保険料の段階設定については、国が示す標準段階を参照するとともに、これまでの本市の段階設定を踏まえ、次に示すとおりとします。

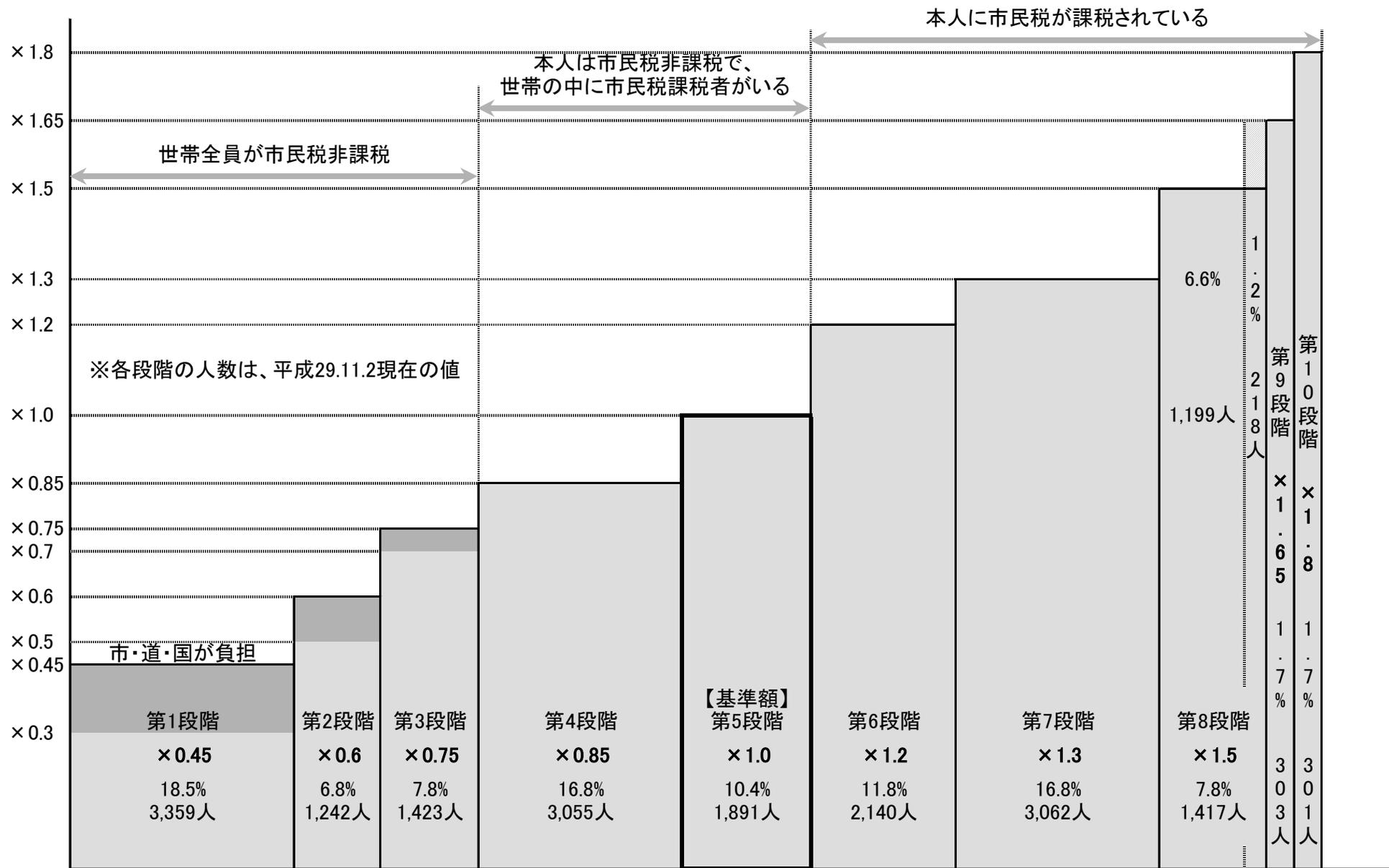
- ① 国の第9段階については、所得格差の解消を図るため、第9段階の負担割合を国よりも低くし、国よりも高い第10段階を設けることとします。
- ② 第2段階と第4段階については、第6期介護保険事業計画と同様に、負担割合をそれぞれ基準額の0.60倍及び0.85倍とします。



図(1)-ア-1 国が示す第7期の介護保険料の負担割合の標準

表(1)-ア-2 北広島市の介護保険料の負担割合の推移

		第5期(H24～H26)		第6期(H27～H29)		第7期(H30～H32)	
		国の標準	北広島市 3,800円	国の標準	北広島市 5,200円	国の標準	北広島市 5,200円
生活保護被保護者、 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税		第1段階 (×0.50)	第1段階 (×0.45)	第1段階 (×0.45)	第1段階 (×0.45)	第1段階 (×0.45)	第1段階 (×0.45)
世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が	80万円以下	第2段階 (×0.50)	第2段階 (×0.50)	第2段階 (×0.75)	第2段階 (×0.60)	第2段階 (×0.75)	第2段階 (×0.60)
	80万円超 120万円以下	第3段階 (×0.75)	軽減第3段階 (×0.625)	第3段階 (×0.75)	第3段階 (×0.75)	第3段階 (×0.75)	第3段階 (×0.75)
	120万円超		第3段階 (×0.75)	第3段階 (×0.75)	第3段階 (×0.75)	第3段階 (×0.75)	
本人が市町村民税非課税で 世帯員に市町村民税課税者がおり、 本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が	80万円以下	【基準額】 第4段階 (×1.00)	軽減第4段階 (×0.875)	第4段階 (×0.90)	第4段階 (×0.85)	第4段階 (×0.90)	第4段階 (×0.85)
	80万円超		第4段階 (×1.00)	第5段階 (×1.00)	第5段階 (×1.00)	第5段階 (×1.00)	第5段階 (×1.00)
本人が市町村民税課税で 合計所得金額が	120万円未満	第5段階 (×1.25)	第5段階 (×1.25)	第6段階 (×1.20)	第6段階 (×1.20)	第6段階 (×1.20)	第6段階 (×1.20)
	120万円以上 190万円未満			第7段階 (×1.30)	第7段階 (×1.30)	第7段階 (×1.30)	第7段階 (×1.30)
	190万円以上 200万円未満			第8段階 (×1.50)			
	200万円以上 290万円未満	第6段階 (×1.50)	第6段階 (×1.50)	第9段階 (×1.70)	第8段階 (×1.50)	第8段階 (×1.50)	第8段階 (×1.50)
	290万円以上 300万円未満						
	300万円以上 350万円未満				第8段階 (×1.50)	第9段階 (×1.70)	第9段階 (×1.65)
	350万円以上 500万円未満						
	500万円以上	第8段階 (×1.50)	第9段階 (×1.65)	第9段階 (×1.70)	第9段階 (×1.65)	第10段階 (×1.80)	第10段階 (×1.80)



図(1)-ア-3 北広島市の第6期の介護保険料の負担割合を第7期の段階設定に置き換えた場合